コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　ARATA CORPORATION

最終更新日：2019年6月26日
株式会社あらた
代表取締役社長執行役員　須崎　裕明
問合せ先：代表取締役副社長執行役員　鈴木　洋一　ＴＥＬ：03-5635-2800
証券コード：2733
http://www.arata-gr.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、卸商社として流通経済の一翼を担い、産業社会・地域社会に貢献する事を念願に、全国各地の有力なる卸売企業各社が長年の歴史と伝統を一つに集結した会社であります。
したがって、われわれはこの設立の精神を基に旺盛なるフロンティア精神で事にあたり、常に和親協調・相互信頼・謙虚なるをもって身上とし、「世の中のお役に立ち続ける」ための努力を続けてゆかなければならないという経営理念のもと、「美と健康、清潔で快適な生活を創造する」を経営ビジョンとして代替できない優れた卸機能を有した企業になることで社会に貢献し続け、積極的な事業を展開してまいります。
当社グループが考える企業価値の向上とは、継続的な事業活動を通じて業績の向上を図ることでありますが、その上でステークホルダーに対するさまざまな責任の遂行を行うことが求められることと考えております。
特に企業としては投資家、社員、取引先などに会社の活動を適時に開示し、その経営の透明性を高めることが重要であります。
また、企業活動を行う上で、業績の向上と同様にコンプライアンス、環境対策、人権の尊重などの社会的責任（ＣＳＲ）を果たすことも重要なことと認識しており、これら利害関係者による当社グループの経営監視機能は、取締役会および監査役会と考えております。
この考え方を踏まえ、取締役および監査役の役割は企業の健全な持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することであると考えております。
このような考えに立脚して、次の施策に取り組んでおります。
a．「社会」には、商品の安定供給・コンプライアンス重視・適正な納税・環境問題への配慮を通じて積極的に社会貢献します。
b．「株主」には、適正利益の確保・財務体質の強化・企業価値の向上を通じて、株主への利益還元の増大を目指します。
c．「顧客」には、常に満足される先進な卸機能を提供します。
d．「社員」には、貢献した人が正しく評価される働き甲斐のある職場環境を提供します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則4-11
現在の取締役は、ジェンダーや国際性という要件に限らず、当社にとって最適な人材を取締役候補者としており、その結果全員男性かつ日本人となっておりますが、ジェンダーや国際性面での多様性確保についても引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　政策保有株式】
(1)政策保有に関する方針
政策保有株式については、継続的取引関係がある企業との関係維持・強化等を保有目的とする一方、慣例的相互保有や人的関係等の情実等を排除するとともに、将来の取引関係や持続的な企業価値向上に資するかどうかなど、中長期的な観点に立ち、その合理性・必要性を認めた場合保有することができることとし、個別銘柄ごとにその判断を行い、政策保有株式として保有しております。

(2)政策保有のねらい・合理性の説明
政策保有株式については、上記⑴の方針の下に、個別銘柄ごとにその判断を行い、最適な政策保有株式を保有しております。取締役会においては、毎年1回財務部門と取引主管部署が策定した保有方針に対し、全銘柄毎に将来の見通し等、中長期的な視点に立って、資本コストに見合うリターンやリスクを精査・検証しております。この結果、継続して保有する経済合理性が乏しいと判断した場合には、その時の経済情勢や譲渡損益等を考慮したうえで、当該保有先との対話を経て、適切な時期に保有株式の売却を行うこととしております。

(3)議決権行使に関する基本方針
議決権行使については、以下の事項等を対象に財務部門と関係者の話し合いによって議案ごとに賛否を決定しております。
①会社・役員の重大な不祥事②業績の推移③資本政策④コーポレートガバナンスの整備状況⑤株主価値向上の有無

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、法令等に基づき取締役、監査役並びに執行役員との利益相反については、取引の有無に関する調査の確認書を作成しております。
重要な事実がある場合には、取締役会において承認・報告を行っております。
また、開示においては、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則にしたがっております。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
企業年金運用については、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることの重要性を十分に認識のうえ、運用部署である総務人事部の年金事務課では、資産概況や運用状況などを入手し分析・検証による運用受託機関に対してモニタリング機能を発揮するために年金運用セミナー等への出席を通じてその専門性を高めることとしており、適切な運営体制の整備に努めております。

【原則３－１　情報開示の充実】
(1)理念・経営戦略・経営計画
社会の形態や経済の仕組みなどが変化するようなことがあっても、経営の根本理念は変わることがないとの考えから「あらたポリシーズ」を策定し

おります。
「あらたポリシーズ」（http://www.arata-gr.jp/csr/policy.html）

当社は、急激に変化する流通業界の環境において、リーディングカンパニーとしての地位を確立するために、平成30年3月期から3期間の中期経営計画を策定しております。
この内容は、（http://www.arata-gr.jp/）に掲載されておりますので、ご参照ください。

(2)コーポレートガバナンスに関する考え方・基本方針
本報告書の「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法について、当社は定款において、取締役及び監査役の報酬等を株主総会の決議によって定めるとしており、2006年6月29日開催の第4期定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額120百万円以内と決議いただいております。
取締役の報酬の決定について、経営環境、利益及び貢献度を勘案し、取締役会において審議を経た人事考課に基づき、取締役会の決議により、上記の報酬限度額の範囲内において代表取締役社長執行役員に一任しております。また、監査役の報酬については、監査役会が独立的な立場で判断するものと考えております。
これに加え当社は、社外取締役及び監査役を除いた取締役に対し、業績連動賞与と株式報酬制度の業績連動型報酬があります。株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度は、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役及び執行役員等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び執行役員等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。
取締役（社外取締役を除く）の報酬制度は、基本報酬と業績連動賞与とすることとしております。基本報酬は、業績や従業員の昇給率、勤続年数、経営能力、功績、貢献度等をベースとし、代表権・役職等の責任や経営への影響度等を勘案してそれぞれ設計しております。
業績連動賞与として従業員と同等の決定に関する方針のもと支給しております。支給の決定については通期の業績に対する評価を反映し、目標達成に向けた意欲の向上、成果に対する評価を明確にすることを方針としております。
支給基準については、取締役と従業員を対象として客観性のある指標である経常利益が前期より2億円以上増加した場合、増加額の30%を支給総額の上限とし、実際の支給総額については取締役会にて決定することとしております。

(4)取締役・監査役の選解任と指名
取締役の選解任については独立社外役員をメンバーに含む任意の指名委員会に諮問することとし、指名委員会において客観性・透明性をもって審査した結果により、取締役会において決定することといたしました。

(5)個々の選任・指名についての説明
取締役及び監査役の選任・指名につきましては、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。「株主総会招集ご通知」は、当社のホームページ上で公表しております。
（http://www.arata-gr.jp/ir/information/meeting.html）

【原則4－1－1　取締役会の役割・責務】
当社は、次の事項について、取締役会が決議するものとしております。
(1)会社法及び他の法令に規定された事項
(2)定款に規定された事項
(3)株主総会の決議により委任された事項
(4)その他経営上の重要な事項
また、取締役会が役付執行役員を選任し、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限表」に基づいて業務分掌、責任権限を定めて業務の執行を委嘱しており、意思決定及び業務執行について監督と執行の役割の明確化を図っております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める社外取締役の要件や独立性基準をもとに、取締役会で審議検討を行い、独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4－11－1　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、その意思決定を迅速に行うこと及び取締役相互の監督機能を実効あらしめることが果たすべき役割・責務であるという観点から、取締役を9名とし、うち2名を独立社外取締役としております。また、監査役を4名とし、うち2名を独立社外監査役としております。取締役・監査役の選任にあたりましては、代表取締役による審査・選定を行い、その後取締役会で審議を行い、取締役会における多角的な視点を確保するため、当社又は他社等における豊富な経験・高い見識・高度な専門性を有する者を取締役・監査役に指名しております。

【補充原則4－11－2　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役・常勤監査役においては原則として子会社以外の兼務は禁止としております。
また、社外取締役の兼職は4社以内と定めております。
兼務状況につきましては、社内役員については参考書類に記載するとともに、社外役員の兼職についても、事業報告に記載しています。

【補充原則4－11－3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。コーポレートガバナンスを有効に機能させるために、取締役会がどのように貢献しているかを検証し、課題を抽出し、改善を図る目的で、取締役会自身が取締役会全体の実効性について分析・評価を実施しております。
当社取締役会は、2018年3月に全取締役に対し質問票を配付し、2018年5月に回答結果に基づき、取締役会の現状及び前年度の取締役会の課題に対する改善状況の分析を行いました。この分析結果に基づき取締役会で議論をし、取締役会の実効性について評価を行い、取締役会の実効性に関する改善項目を決定しております。取締役会の実効性を確保するため、今後も定期的に質問状の配布を行ってまいります。

【原則4－14－2　取締役・監査役のトレーニング】
当社は、取締役・監査役等に対して、定期的に全員が参加するコーポレートガバナンス・インサイダー等の研修を行うこととしており、また、各取締役・監査役がそれぞれの必要に応じ参加する講習会等の費用は、当社が負担することにしております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、定時株主総会、IR説明会等を通じて、機関投資家や株主に対して、当社の状況について説明をしています。そして、説明会等において

質問・要望がなされたときは、担当部署において協議し必要に応じ取締役会で報告するなどして、経営陣幹部や監査役との情報共有を行ってまいります。
情報開示の方法につきましては、東京証券取引所の定める方法及び当社ホームページを活用するなどして、公平かつ迅速に情報開示をするよう努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
音羽殖産株式会社	1,081,982	6.05
あらた社員持株会	945,702	5.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	825,300	4.62
ライオン株式会社	721,531	4.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	707,100	3.96
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	509,000	2.85
畑中伸介	461,854	2.58
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING	435,000	2.43
GOVERNMENT OF NORWAY	430,000	2.41
合名会社木曽清商店	334,200	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(1)大株主の状況に記載の割合につきましては、発行済株式から自己株式を除いた株数で計算した割合としております。

(2)2018年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、アセットマネジメントOne株式会社が2018年4月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。
・株式会社みずほ銀行　保有株券等の数 123千株　株券等保有割合 0.71%
・みずほ証券株式会社　保有株券等の数 135千株　株券等保有割合 0.78%
・みずほ信託銀行株式会社　保有株券等の数 200千株　株券等保有割合 1.15%
・アセットマネジメントOne株式会社 保有株券等の数 518千株　株券等保有割合 2.98%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
青木芳久	他の会社の出身者											
石井秀雄	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木芳久	○	独立役員	伊藤忠商事において、代表取締役専務執行役員として企業経営全般を統括された経験を有しており、当社の経営に対しても客観的な視点で適切な業務執行に関する判断・指摘を期待できる人材であることから、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。

石井秀雄	○	独立役員	銀行や不動産、企業年金関連業務など様々な業界で活躍され、また日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジーにおいては取締役社長として企業経営全般を統括された経験を有しており、企業経営全般に亘る客観的な視点で適切な業務執行に関する判断・指摘を期待できる人材であることから、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役

補足説明 更新

(1)取締役等の経営幹部の選解任については、指名委員会において審議した内容を取締役会に上程し、取締役会において決議する体制構築のため、現在方針・手法等について委員会において検討しております。
(2)取締役等の経営幹部の報酬については、報酬委員会において審議した内容を取締役会に上程し、取締役会において決議する体制構築のため、現在方針・手法等について委員会において検討しております。
(3)指名委員会・報酬委員会のその他1名は、社外監査役2名がそれぞれ1名ずつ委員となっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室との連携は、内部監査室は監査計画および監査結果を監査役に定期的に報告するとともに、内部監査室と随時会議を行い、相互の監査内容の報告を行っております。
内部監査室では、各拠点、支社、関係会社等を中心に内部監査を行っており、その結果を監査役会に報告し、監査の効率を図っております。また、会計監査人との打ち合わせも随時行うことによって内部統制が機能するよう図っております。
監査役と会計監査人との連携は、会計監査人より各決算の監査概要報告書により、監査の方法と結果について詳細な報告と説明を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平光　聡	公認会計士													
土井　隆	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平光　聡	○	独立役員	公認会計士の資格を有しており、公認会計士としての専門的な知識を有していることから、それらを経営全般の監視と、一層の適正な監査の実現のために活かすことで、社外監査役として、その職務を遂行できるものと判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。
土井　隆	○	独立役員	弁護士の資格を有しており、弁護士としての専門的な知識を有していることから、それらを経営全般の監視と、一層の適正な監査の実現のために活かすことで、社外監査役として、その職務を遂行できるものと判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2014年６月27日開催の第12期時株主総会において、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入することを決議しております。
本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の社外取締役および監査役を除き、取締役および執行役員等に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。

取締役には、1ポイント当たり当社株式1株に換算されるポイントを、1事業年度当たり3万ポイントを上限に付与し、ポイントに応じた数の当社株式の給付を退任後に受けることができます。
また、本制度は、取締役および執行役員等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役および執行役員等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書　第一部　企業情報　第4　提出会社の状況　4．コーポレートガバンナンスの状況等　(4)役員報酬等で開示しております。
当社が支払った取締役報酬は192百万円、社外取締役報酬は18百万円で、監査役報酬は21百万円、社外監査役報酬は7百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法について、当社は定款において、取締役及び監査役の報酬等を株主総会の決議によって定めるとしており、2006年6月29日開催の第4期定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額を年額120百万円以内と決議いただいております。取締役の報酬の決定について、経営環境、利益及び貢献度を勘案し、取締役会において審議を経た人事考課に基づき、取締役会の決議により、上記の報酬限度額の範囲内において代表取締役社長執行役員に一任しております。また、監査役の報酬については、監査役会が独立的な立場で判断するものと考えております。
これに加え当社は、社外取締役及び監査役を除いた取締役に対し、業績連動賞与と株式報酬制度の業績連動型報酬があります。
株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」を導入しております。本制度は、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役及び執行役員等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び執行役員等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。取締役(社外取締役を除く)の報酬制度は、基本報酬と業績連動賞与とすることとしております。基本報酬は、業績や従業員の昇給率、勤続年数、経営能力、功績、貢献度等をベースとし、代表権・役職等の責任や経営への影響度等を勘案してそれぞれ設計しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会の議案を7日前、資料を3日前までに送付することにより、取締役会の活発な意見交換とに行える体制を構築しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の機関につきましては、経営方針および重要事項の決定ならびに執行役員の業務機関として取締役会を、業務遂行の統制組織として代表取締役や各本部長等による経営会議を、各支社長や執行役員による各部や支社からの業務遂行の内容と業績の報告を経営報告会にて行っております。
また、当社は監査役会設置会社を採用するとともに、社外取締役を2名選任しております。これにより、取締役会に対して社外取締役が取締役の職務遂行に対する監督・助言・提言を行い、監査役が取締役の指示内容の適正、業務遂行の適正性を監査する体制をとっており、現状の形が最良であると考えております。
監査機関といたしましては、社長直轄である内部監査室を設置し全国の拠点および関係会社を監査して社長、取締役会および監査役会に監査報告書を提出しております。監査役会につきましては、常勤監査役が定期的に業務監査を行い、その報告を監査役会に提出するとともに、社外監査役には公認会計士、弁護士を選任し、監査結果等に対して専門的知見から監査を行っております。また、当社は法律事務所と顧問契約を締結し、経営全般にわたって適宜助言等を受けており、コンプライアンス体制の強化を図っております。
当社の企業活動の基本は透明性の高い経営、高い企業倫理に基づく経営を目指すことであります。
そのために企業行動指針を策定して企業業績の向上とともに法令順守、社会的責任の遂行に取り組んでおります。また、内部監査室で内部統制システムの構築を図り更なる企業価値の向上に取り組んでおります。
当社の会計監査業務を遂行した公認会計士は平野洋氏および中川満美氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しており、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等3名、その他10名であります。
また、当社は取締役等の経営幹部の選解任等については指名委員会の審議のもと、取締役会で決議する体制構築に向け任意の委員会にて検討しております。
取締役等の報酬につきましては役職に応じた報酬額のレンジ等について報酬委員会の審議のもと、取締役会で決議する体制構築に向け任意の委員会にて検討しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のような運用体制を機能させることで経営の有効性と効率性を高めるとともに、企業価値向上のために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より早期の発送を目指しております。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文（要約）で提供しております。
その他	株主総会において、映像・プレゼンテーション資料を用いた説明を実施しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーにつきましては、基本方針、情報開示基準および情報開示方法等をホームページにて公表しております。 （http://www.arata-gr.jp/ir/disclosure/）	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役副社長執行役員による説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、第２四半期決算説明会、およびセンター見学会等を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のIRホームページには、有価証券報告書、決算短信、決算報告およびIR資料の掲載を行うとともに、各種情報開示の内容も掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部　法務広報管理部	
その他	決算説明会・第２四半期決算説明会の動画を当社ホームページに掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ポリシーズおよび企業行動指針を策定して企業業績の向上とともに法令順守、社会的責任に取組んでおります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	同上
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	同上

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法第362 条第4項第6号に基づいて実行される当社の内部統制システムの構築において、業務の適正を確保すべき基本方針を明確にするとともに会社法施行規則第100 条に定める内部統制システムの体制に関する大綱を定めるものであります。
＜取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制＞
内部統制システムの目的のひとつである統制目的を達成するために、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守および資産の保全を図るために次のように定めます。
・当社の経営理念、行動指針を定めた「ポリシーズ」「企業行動指針」「経営方針」に基づき、取締役自らが率先垂範するとともに、当社グループ全体へのさらなる遵守および浸透を図ります。また、役職者に対しては、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行ってまいります。
・ＣＳＲ本部を設置し、ＣＳＲ全般の統括を行うとともに、代表取締役を委員長として、ＣＳＲ委員会を設置し、グループ全体のＣＳＲ体制およびコンプライアンス体制の整備や問題点の把握に努めます。
・社内には内部監査室にホットラインを設置、社外にコンプライアンス・カウンターを設置し、組織的または個人的な法令違反行為等に関する社員等からの相談または通報に対して適正に対応し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を図ってまいります。
・財務報告の信頼性を確保するために、機能本部（機能本部とは、営業本部・コスメ事業本部・商品本部・管理本部・システム本部・ロジスティクス本部・事業開発本部をいいます。以下同じ。）が内部統制の維持と整備を行い、その仕組みが適正に機能することを内部監査室において評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令との適合性を確保してまいります。
・子会社においては、当社の内部監査室および機能本部が定期的に訪問することにより必要な是正を行うとともに、子会社においても内部統制の体制整備に努めてまいります。

＜会社法施行規則第100 条に定める内部統制システムの体制に必要とされる各条項に関する大綱＞
1．当該株式会社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
・当社の取締役の職務執行にかかる情報および管理に関する体制について、次のように定めます。
取締役会、代表取締役は、文書規程に基づき、下記の文書（電磁的記録も含む）について関連資料とともに法令の保存期間、管理いたします。
株主総会議事録
取締役会議事録
経営会議議事録
計算書類
稟議書
その他取締役会が決定する書類
・個人情報の保護の管理に関する規程を整備いたしております。また、機密管理規程にもとづいた管理体制の強化を図っております。

2．当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
適切なリスク管理体制の整備のために下記の措置をとります。
・ＣＳＲ委員会において、リスク管理体制を整備、構築するとともに、全社への浸透を図ります。
・有事が発生した場合、代表取締役を委員長とし、必要な人員で構成するリスク管理委員会をＣＳＲ委員会の中に設置いたします。
・管理本部においてリスク管理規程を定めます。
・取締役および社員に対して、階層別に必要な研修を実施します。
・大規模災害等による当社の経営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、事業継続計画（ＢＣＰ）の基本方針を制定し、事業の早期回復・再開を実現するため、具体的な事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に取り組み、当社の取締役等および使用人に周知します。

3．当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・経営方針および重要事項の決定ならびに執行役員の業務機関として取締役会を、業務遂行の統制組織として社長、本社各部署責任者等による経営会議を開催して、業務遂行の内容等の報告を行っております。
・代表取締役、取締役および執行役員は、組織規程および職務分掌規程に定める機関または手続により必要な決定を行います。これらの規程は、改廃等の必要に応じて随時見直すものとします。
・基幹システム「ジェネシス」により、情報の一元化と伝達、間接部門の効率化を図ります。
・企業価値の向上を高める戦略として、中期経営計画を策定するとともに、経営戦略本部がその進捗管理と分析を行い、取締役会へ報告します。
・関係会社規程の見直しを行い、グループとして総合的に事業の発展を図るとともに、内部監査室による監査を実施し、取締役会はその監査の報告を踏まえて、毎年監視監督体制の検証を行ってまいります。

4．当該株式会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・「ポリシーズ」「企業行動指針」「経営目標」を役員、全社員および関係会社に配布するとともに、その周知徹底を図ります。
・ＣＳＲ委員会を設置し、企業としての社会的責任および各種法令の遵守ならびにコンプライアンス実効性の確保に努めます。
・組織規程、職務分掌規程および職務権限表により、決裁範囲や権限を定め、適正な内部牽制が機能する体制を整備します。
・コンプライアンス等に関する情報について、社内の内部監査室にホットラインを設置、社外にコンプライアンス・カウンターを設置し、公益通報者保護法の趣旨に沿った体制を整備します。

5．次に掲げる体制その他の当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項（持分会社）の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行にかかる事項の当該株式会社への報告に関する体制
・当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本方針を定めるとともに、グループ各社に周知徹底を図ってまいります。また、重要な子会社におきましては、リスク管理を整備してまいります。
ロ．当該株式会社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
・リスク管理基本方針（関係会社も含む）を定め、リスク管理体制を整備、構築するとともに、全社への浸透を図ります。
・2018年4月1日よりCSR本部を新設し、グループ全体のリスク管理に関する基本方針を定めるとともに、グループ各社に周知徹底を図ってまいりました。さらに、有事が発生した場合、代表取締役を委員長とし、各取締役、監査役、（関係会社の代表）その他必要な人員で構成するリスク管理委員会をコンプライアンス委員会の中に設置、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事態を認知した場合には、リスク管理委員会は直ちに事実関係の調査を行い、取締役会および監査役会に報告を行い、適時・適切に対処する体制を整備してまいります。
ハ．当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

・グループ各社が職務権限表を定め、それぞれ重要性に応じた意思決定を行うとともに職務分掌規程、職務権限規程その他の規程を定めてそれぞれ業務を効率的に遂行してまいります。そして、これらの業務運営状況について、当社内部監査室による監査を実施し、その状況をグループ各社の職務執行状況等について検証しつつ、各グループ各社で共有し、必要な改善を行います。

ニ．当該株式会社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・当社の内部監査室は、関係会社に対し定期的な内部監査を行い、監査の結果は当社の代表取締役、監査役および関係部署に報告する体制を整備しております。

6．当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役をサポートする使用人等については、常勤監査役との間で協議のうえ、適任と認められる人を配置いたします。

7．前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

・監査役との協議のうえ、使用人を置く場合には、その使用人は、監査役の指揮命令の下で業務を行い、その任命、異動、人事評価および懲戒については、監査役の同意を要する体制を整備します。

8．当該監査役設置会社の監査役の第7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・補助使用人は、監査役に属するものとし、他の業務を一切兼務させない体制を整備してまいります。

9．次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

イ．当該監査役設置会社の取締役および会計参与ならびに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

・代表取締役および取締役執行役員が担当する業務内容を、取締役会等で監査役に報告します。

・監査役が経営会議等に出席し、重要な情報について適時報告を受けられる体制を整備します。

・監査役が当社および関係会社の内部監査室の監査に立会い、情報の共有ができる体制を整備しております。

・取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項については、速やかに監査役および監査役会に報告いたします。また、当社の内部監査室は、その監査計画および監査結果を監査役に定期的に報告いたします。

ロ．当該監査役設置会社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

・社内には内部監査室にホットラインを設置、社外にはコンプライアンス・カウンターを設置し、グループ全体のコンプライアンス等に関する情報を一元管理するとともに、内部監査室長より定期的に社長および監査役に報告する体制を整備しております。

10．前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

・あらたホットライン規程により公益通報者保護法の趣旨に沿った体制を整備し、報告者に不利な取扱いを受けない体制を整備しております。

11．当該監査役設置会社の監査役の職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

・監査役の職務の執行によって生じる費用等につきましては、請求があった場合には支払ができる体制を整備しております。

12．その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・社外監査役は、弁護士、公認会計士等の専門的知識を有する方に就任をお願いし、経営トップに対して独立性を保持し、的確な業務監査が行える体制とします。

・取締役、内部監査室および会計監査人が監査役と、定期的に意見や情報の交換を行える体制を整備します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力による不当要求行為に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たないことを基本方針とする「企業指針」を定めるとともに、役職者および社員に対して周知徹底を図り、さらなる体制の整備をいたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えておりますが、高値での売り抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。
また、株式の大量取得を目的とする買付（または買収提案）に対しては、当該買収者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。
したがいまして、当社としては、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、有事対応の初動マニュアルを作成するほか、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。
具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値および株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対応措置の要否およびその内容等をすみやかに決定し、対応措置を実行する体制を整えます。
なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や株主の動向等を注視しながら、今後も検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、職務分掌や職務権限及び子会社管理などの社内規程に基づき、決定事実については適切に機関決定が行われ、さらに決算情報についても、社内規程及び決算マニュアル等により適切な対応が行われております。
また、発生事実については主管部署に情報が集められ、重要性のある事実については代表取締役へ報告されています。
決定または報告された事項は、担当部門から、開示全般を統括する法務広報管理部へ情報が集まる体制になっています。
法務広報管理部は、関係部門と連携し、必要に応じ監査法人や顧問弁護士の助言を受け、上場金融商品取引所の定める適時開示規則に基づき開示を行っています。
また、適時開示した事項については速やかに報道機関への公表、ホームページへの掲載を行うことで広範な情報開示を図っています。
一方、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」および「あらたポリシーズ」、「あらた企業行動指針」において適切な情報開示について記載されており、全社員が朝礼等の場で復唱するなどにより適時開示に対する意識向上を図っています。

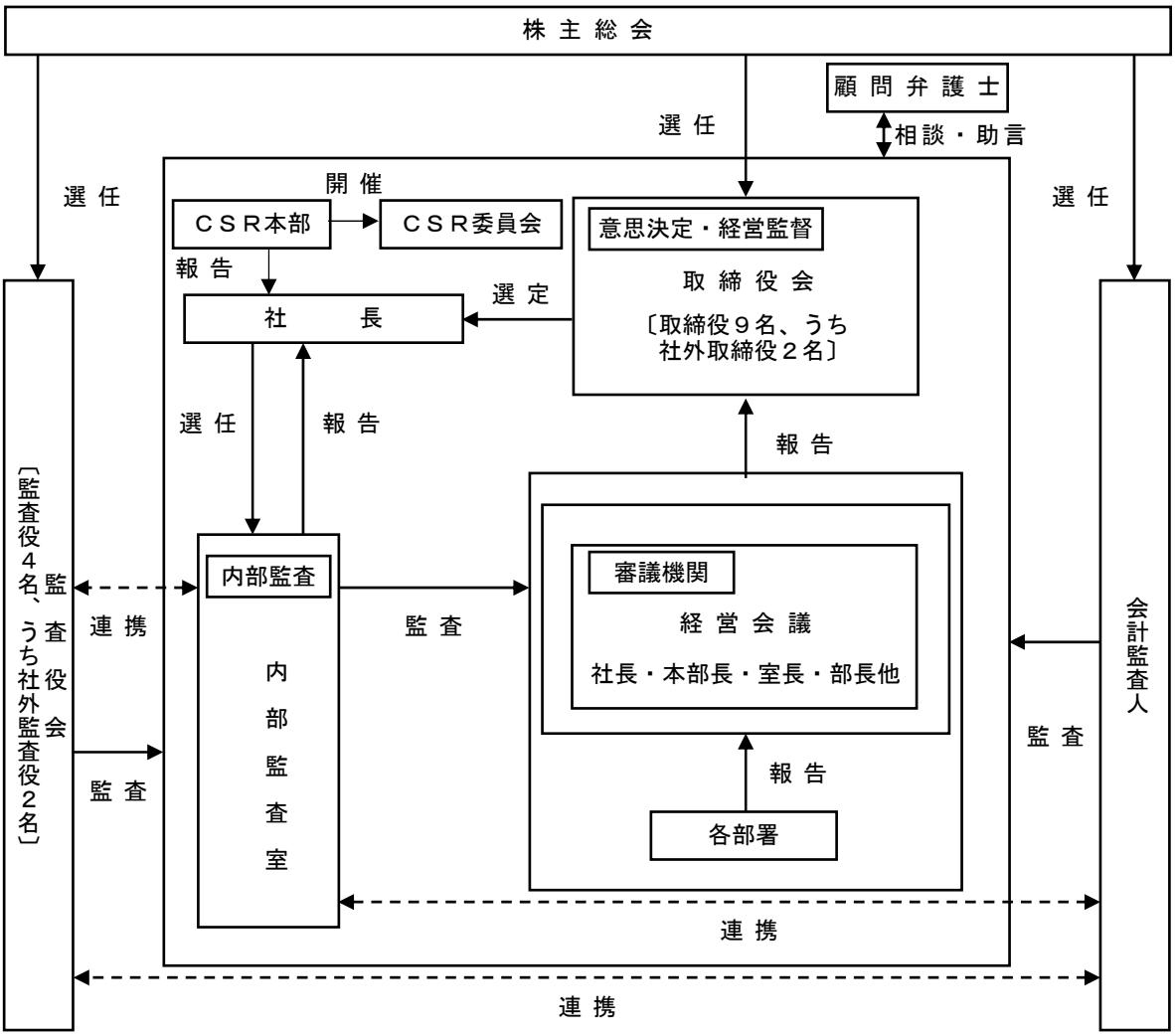
株主総会
顧問弁護士
相談・助言
選任
選任
選任
選任
開催
ＣＳＲ本部
ＣＳＲ委員会
報告
意思決定・経営監督
取締役会
〔取締役９名、うち
社外取締役２名〕
選定
社　　長
選任
報告
報告
〔監査役４名、うち社外監査役２名〕
監査役会
内部監査
審議機関
経営会議
社長・本部長・室長・部長他
連携
監査
内部監査室
報告
各部署
監査
会計監査人
監査
連携
連携